

イノベーションと競争政策に関する検討会（第1回）

議事要旨

日 時：令和5年3月9日（木）10:00～12:00

開催方法：対面・オンライン併用

参加者：委員名簿（別紙）参照

議題：（1）検討に際しての前提について

（2）イノベーションへの影響メカニズム等の検討について

議題（1）について

- 「プロダクト・イノベーション」に関して、従来型のいわゆる「製品」を取り扱うのではなく、例えばデジタル分野でウーバーが新しいサービスを提供したりすることなどは、ビジネスモデルやアーキテクチャ全体としての新しい価値の提供という面があるが、そうしたもののについてもプロダクト・イノベーションとして捉えるということによいか。
- 新しいサービスができて新しい市場ができたとなると、新しい市場とは何なのか、実務上どのように扱うかといった話も出てくるため、そこはそこで切り分けて、市場開拓のようないわゆる全く新しいイノベーションというよりは、既存の産業内で出てくるようなプロダクト・イノベーションをまず想定するということがよいのではないか。
- 例えば Chat GPT とグーグル検索のように、デジタル分野の新たなサービスをどのような市場のどのような競争関係と捉えるかは非常に難しい一方で、そのようなものに触れないのも検討として不十分になってしまうため、最初は基本的なところから始めて、その後、応用問題的なところも触れていくという流れがよいのではないか。
- イノベーションを測る指標として特許数や研究開発費などがあり得るが、競争や事業にとってプラスであることが分かるかということが重要ではないか。また、一般的な印象としては「イノベーション」というと全く新しいものを生み出す破壊的なイノベーションを想像するのではないかと思うが、本検討会は必ずしもそのようなものではないイノベーションを含めて検討対象としているため、最終的に考え方を示す際にはその点にも留意が必要ではないか。

議題（2）について

- バイアウト効果について、例えば小さいスタートアップのような企業にとってバイアウトをされることが魅力的なエグジットの方法となるため、それによってイノベーションが促進されるのではないかという内容であるが、このバイアウト効果に関しては実証的にもかなりあると考えられる。
- 資金調達が容易であれば自ら事業を行う可能性があるが、エグジットが目的の場合には、バイアウトに関して資料4の9番にあるように期待感が強く出てくるため、実証研究でもその点を踏まえてバイアウト効果が出ているという理解である。

- 資料4の9番に「…その役割は判然としない」とあるが、バイアウト効果は経済分析、実証分析の観点でもまだ検討が必要な分野であり、今まさに議論が行われている最中であるので、もう少しニュートラルな表現とすべきではないか。
- バイアウト効果はあるのだと思うが、一方で、仮にキラー買収が禁止されたとして起業家のイノベーションインセンティブが損なわれるのかは疑問である。また、仮にそうだとすると、ビッグテックによるキラー買収を認めるべきかどうかというのは、阻止しないとビッグテックが強くなりすぎるといった別の軸との比較衡量の問題ではないか。
- シナジー効果について、例えば、合併後に特許件数が減少したということは比較的多くのケースで見られるが、一方で、研究開発の支出は増加しているという場合もある。例えば、重複した特許や相手からの防御のために設定していた特許がなくなっただけで、企業結合後に特許公開件数が減少したという場合もあり、特許公開件数の減少をイノベーションの減少に直接結び付けてよいのかという点については注意が必要である。
- 一般に、研究開発インセンティブへの影響は、研究開発の前と後でどのように市場構造や市場行動が変化したかをベンチマークとして事後評価を行うということになる。その際の指標として研究開発投資や特許件数がどの程度有効かというのは、産業特性、技術特性の状況によるが、それら特性がどのように研究開発インセンティブに影響するかについて議論することは重要だろう。
- スピルオーバー効果がどの程度かということもイノベーション特有の要素だと思われる。スピルオーバー効果は、経済学の研究によれば恐らくあるのだろうと考えられるが、これが企業結合によりどのように変化するのかや、その考慮をどこまで明晰に盛り込めるかということも重要かつ面白い点かと思う。おそらく長期的には、スピルオーバー効果は当該企業同士の効率性の改善にとって非常に重要なのではないかと思う。
- スピルオーバー効果の話を裏返して言えば、専有可能性の程度の問題である。どの程度知的財産の成果物を専有できるのかは産業ごと・技術分野ごとに違っている。専有することが難しい場合には研究開発インセンティブとの関係でスピルオーバー効果のインパクトは非常に重要な考慮要素となると思われる。
- 競争相手がどのような相手なのかという点にも留意しながら理論的な整理ができるとよいのではないか。実務的には少し難しいが、例えば競争相手がイノベーターなのかイミテーターなのかによっても話が変わってくる。
- イノベーターとイミテーターの話は、医薬品産業の企業結合ではこれまでも実務的に検討されてきたのではないかと思う。ただし、医薬品産業以外に広げてそのような話をどこまで議論できるのかは難しいところがある。
- デジタル関連分野のように技術が複層的になっている分野では、標準、スタンダードを取るというのが、インセンティブとして非常に強く働いているように見受けられる。標準を早く押さえた者が更に次の標準も押さえるといった循環もあるようにも思う。そのような意味で、派生的なテクノロジーを見ているのか、それともよりフレームに近いようなテクノロジーへの影響を見るのかによって、最終的に競争に与える重みが違ってくるよ

うに思う。共同研究開発ガイドラインでは、基礎的研究に関しては足元での競争が少ないため競争阻害性がより少ないというような記載があるが、短期的にはそのとおりだとしても、そのような基礎的研究を押さえている者が長期的、5年後、10年後に寡占的な市場を作るというようなこともあると考えており、どのような競争、どのようなテクノロジーを見るのか、それによって何か重み付け、グラデーションが変わってくるのかということにも留意していただきたい。

- 標準の問題も大変重要なテーマであるし、さらには、企業買収も一種の技術取引と捉えることもでき、技術市場というマーケットを今回の議論でどのように位置付けるべきかという点も課題である。標準の問題は非常に重い論点であるので、本検討会の中でどこまで取り上げられるかについては今後詰めていく必要がある。
- 産業のダイナミズムの観点からは、スタートアップ等の参入のしやすさが重要であり、参入可能性を含めて産業全体がどう変化していった、それによってイノベーションのインセンティブがどう変わるかは見た方がよいと考える。
- 対象産業がライフサイクルのどのステージにあるのかに着目することも必要だろう。トライアル・アンド・エラーのステージで、新規参入が多数出てくることが望ましく、コンテストビリティを確保することが重要な場合もあれば、ある程度ドミナントデザインが確立して、寡占化や淘汰が必然となり、スタートアップを糾合していくことに合理性があるようなステージもあるだろう。
- イノベーションへの影響の考慮の仕方を広く検討するという観点からは、全体の整理のフレームワークとして、競争制限のメカニズムについて詳細に整理するのであればそれと同程度に、効率性改善効果についても具体的に考慮し得るということを明らかにしていくことも重要ではないか。
- 現在の企業結合ガイドラインにおいても効率性については記載されているが、実際に主張するにはやや厳しいという認識もあるところ、検討会の成果により、必要に応じてイノベーションの観点での効率性改善として取り込むこともあるかもしれない。
- 大枠として、イノベーションへの影響と、それを競争法上どのように評価するかについてはいずれも正と負の両方の効果があるところ、最終的には比較衡量で判断するということになり、影響に関する個々の考え方を実際に適用する方法としては、具体的な事実に即した形でセオリーオブハームを立てて、それを論証していくことになると思う。今回の検討は具体的なセオリーオブハームを立てる上での前提となる構成要素について議論するものと理解している。
- 通常、独禁法における企業結合審査は、企業結合が競争に及ぼす影響をおよそ2年間程度のスパンで予想しているのではないかとと思われる。イノベーションへの影響ということを考えていくと、やはりもう少し長期に及ぶ影響も見なければいけないのではないか。
- 将来何が起こるか分からないというイノベーションの不確実性のため、その評価において効率性の基準を立てにくい。そのため、評価軸は効率性よりむしろオプションバリュー、例えばプライバシー技術に関する将来の選択肢が様々な提示される状況かといった視点

が必要になってくるのではないか。

- スタートアップの阻害に関しては、垂直統合で投入物閉鎖ができるという状況のほか、キラー買収の議論として、潜在的競争を消滅させる点に違法性を見いだすという考え方がある。現状は潜在的な競争関係が広く肯定されている状況とは言えないが、イノベーション競争が損なわれるといった理屈により、潜在的な競争関係に着目した水平型の企業結合として捉えることはできると思われる。
- それまで活動していた産業からヒントを得て、スピンアウトやスピンオフによって新しくビジネスを始めるといったことも多い。それまでの市場と類似する市場・製品においてスタートアップが起きやすいことを考えると、水平的な場面でもスタートアップの芽を摘むという論点は出てくるのではないか。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）

イノベーションと競争政策に関する検討会
委員名簿

上武 康亮	イエール大学経営大学院マーケティング学科准教授
大山 睦	一橋大学大学院経営管理研究科教授 一橋大学イノベーション研究センター教授
座長 岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
福永 啓太	アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー ディレクター
松島 法明	大阪大学社会経済研究所教授
宮井 雅明	立命館大学法学部教授

(五十音順、敬称略、役職は令和５年３月９日現在。)

(オブザーバー)

池田 毅	池田・染谷法律事務所 代表パートナー弁護士
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和５年３月９日現在。)